

4-5 浄化槽を自分で管理しようと思いますが、可能ですか。

浄化槽法においては、浄化槽管理者一すなわち浄化槽を設置する家庭の世帯主などは、保守点検や清掃といった浄化槽の管理を環境省令に定められた各々の技術上の基準に従って定期的に行うことを義務付けられています。したがって、浄化槽管理者が自ら管理することを法律上は妨げていません。

しかし、浄化槽の保守点検や清掃を行うためには、専門的な知識や技能、経験、更には溶存酸素計や透視度計などの器具が必要とされるため、浄化槽管理者が自ら適正に管理することは、事実上困難であると言わざるを得ません。したがって、県知事等の登録を受けた保守点検業者などに維持管理を委託することが適当です。

なお、浄化槽の維持管理が不適正であると判断される場合、浄化槽管理者は都道府県知事等又は保健所設置市の市長から指導や改善命令を受けることがあります（法第12条第1項及び第2項）。また、改善命令に従わない場合は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります（法第62条）。

コラム④ 維持管理上の留意事項

浄化槽は、主に微生物の働きによってし尿や生活雑排水をきれいにする装置です。正しく機能させるためには、浄化槽法に基づく保守点検や清掃、法定検査等も重要ですが、日頃から正しい使用をしなくてはなりません。特に次の注意はぜひ守りましょう。

① トイレの洗浄水は、十分な量を流す。



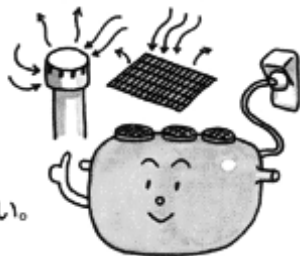
② 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



③ トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



④ 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



⑤ 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



⑥ マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。

